

国際林業協力事業 [拡充]

【平成29年度概算決定額 128 (125) 百万円】

事業のポイント

パリ協定で掲げられた排出と吸収を均衡させる目標の実現に向けて、我が国の知見や技術を活かしつつ、REDD+（途上国の森林減少及び劣化に由来する排出の削減、森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の強化）を推進します。

<背景/課題>

- ・国連気候変動枠組条約のCOP21で採択された「パリ協定」では、気温上昇を2度未満に抑えるため、人為的な排出と吸収の均衡を今世紀後半に達成することが掲げられ、対策として森林等の吸収源及び貯蔵庫の保全及び強化やREDD+の実施と支援が位置付けられました。
- ・森林の減少及び劣化に由来する排出量は全世界の排出総量の約1割を占めていること、森林の造成等を除き人為的に温室効果ガスを大幅に吸収する技術が確立されていないことから、排出と吸収を均衡させるには、森林減少や劣化を大幅に抑制するとともに、大幅な森林の再生が必要不可欠です。
- ・「パリ協定」を踏まえて、「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、世界全体での排出削減等につながる取組みも積極的に推進すること、美しい星への行動2.0 (ACE2.0) に基づき途上国支援を一段と強化すること、二国間クレジット制度 (JCM) を構築・実施すること、我が国の知見や技術を活かしつつ、官民連携により、REDD+を積極的に推進することになりました。

政策目標

- JCM署名国とJCMのREDD+実施ルールに合意する。
- 平成33年度末までに、開発途上国の森林再生に貢献する技術を20以上普及する。
- 平成32年度末までに、開発途上国において森林保全が経済価値を創出する事業モデルを25件開発する。

<主な内容>

1. 途上国森林保全プロジェクト推進事業 30 (35) 百万円

二国間クレジット制度 (JCM) において、火災予防やアグロフォレストリーによる森林減少の抑制や植林などのREDD+プロジェクトを実施するために必要な対象国の国情に応じた実施ルールの検討と普及を行います。

委託費
委託先：民間団体等
事業実施期間：平成28年度～平成30年度

2. 途上国森林再生技術普及事業 [新規] 42 (0) 百万円

途上国の劣化が進んだ森林や開発後に放棄され荒廃した土地等において、効果的に森林を再生するために大きく貢献すると見込まれる技術について、現場適用性の観点から調査分析し、有効な技術を、開発途上国、我が国の民間企業や団体、援助機関へ普及します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等
事業実施期間：平成29年度～平成33年度

3. 途上国持続可能な森林経営推進事業 56 (56) 百万円

途上国の樹木の種子や低質木材など未利用な森林資源を事業化の観点から整理した上で、需要開拓や加工流通を通じた森林の付加価値向上を図る事業の可能性調査を行い、森林保全が経済価値を創出する事業モデルを開発し、普及します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等
事業実施期間：平成27年度～平成31年度

[お問い合わせ先：林野庁計画課 (03-3591-8449)]